

積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）普通保険約款 目次

この保険の概要	14. 保険契約者 第25条 保険契約者の変更 第26条 保険契約者の住所の変更
1. 通貨の種類 第1条 通貨の種類	15. 保険契約者および保険金の受取人の代表者 第27条 保険契約者および保険金の受取人の代表者
2. 保険契約の型 第2条 保険契約の型	16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理 第28条 年齢の計算 第29条 契約年齢および性別の誤りの処理
3. 保障抑制期間 第3条 保障抑制期間	17. 契約者配当金 第30条 契約者配当金
4. 積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間 第4条 積立金および積立利率 第5条 積立利率保証期間	18. 時効 第31条 時効
5. 基本保険金額 第6条 基本保険金額	19. 法令等の改正に伴う認知症介護保険金の支払事由に関する規定の変更 第32条 法令等の改正に伴う認知症介護保険金の支払事由に関する規定の変更
6. 保険金の支払 第7条 保険金の支払および免責 第8条 保険金の支払および免責に関する補則 第9条 保険金の請求、支払時期および支払場所 第10条 認知症介護保険金の代理請求	20. 被保険者の業務、転居および旅行 第33条 被保険者の業務、転居および旅行
7. 会社の責任開始期および契約日 第11条 会社の責任開始期および契約日	21. 管轄裁判所 第34条 管轄裁判所
8. 保険契約の無効および取消 第12条 保険金不法取得目的による無効 第13条 詐欺による取消	22. 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱 第35条 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱
9. 告知義務および保険契約の解除 第14条 告知義務 第15条 告知義務違反による解除 第16条 保険契約を解除できない場合 第17条 重大事由による解除	23. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則 第36条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則
10. 解約および解約返還金 第18条 解約 第19条 解約返還金	24. 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則 第37条 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則
11. 基本保険金額の減額 第20条 基本保険金額の減額	25. 年金支払移行特約を付加した場合の特則 第38条 年金支払移行特約を付加した場合の特則
12. 保険金の受取人による保険契約の存続 第21条 保険金の受取人による保険契約の存続	26. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則 第39条 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則
13. 保険金の受取人 第22条 死亡保険金受取人の変更 第23条 遺言による死亡保険金受取人の変更 第24条 指定代理請求人の変更	

積立利率変動型終身保険 (20) (通貨指定型) 普通保険約款

(この保険の概要)

この保険は、死亡保障型および死亡・認知症介護保障型という2つの型を有する終身保険であって、つぎの給付を行なうことを主な内容とするものです。

(1) 死亡保険金

被保険者が死亡したときに支払います。

(2) 認知症介護保険金

保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合で、被保険者が認知症と診断されたときまたは要介護状態に該当したときに支払います。

1. 通貨の種類

(通貨の種類)

第1条 この保険契約の通貨の種類は、つぎの各号のうち会社の定める範囲のものとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、通貨を1つ指定するものとします。

- (1) アメリカ合衆国通貨（以下「米ドル」といいます。）
- (2) 欧州単一通貨（以下「ユーロ」といいます。）
- (3) オーストラリア連邦通貨（以下「豪ドル」といいます。）
- (4) 日本国通貨（以下「円」といいます。）

2. 保険料の払込または保険金の支払等、この保険契約にかかる金銭の授受は、全て前項の規定により指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）をもって行ないます。

2. 保険契約の型

(保険契約の型)

第2条 この保険契約における保険契約の型はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、保険契約の型を1つ指定するものとします。

- (1) 死亡保障型
- (2) 死亡・認知症介護保障型

2. 前項により指定された保険契約の型の変更は取り扱いません。

3. 保障抑制期間

(保障抑制期間)

第3条 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、保障抑制期間を指定することができます。この場合、保障抑制期間とは、保険金を支払う場合に基準となる期間をいい、指定された期間に応じて、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 1年未満の期間が指定された場合

契約日から、契約日の指定された月数後における月単位の契約応当日の前日までの期間

- (2) 1年以上の期間が指定された場合

契約日から、契約日の指定された年数後における年単位の契約応当日の前日までの期間

2. 前項により指定された保障抑制期間の変更は取り扱いません。

4. 積立金および積立利率ならびに積立利率保証期間

(積立金および積立利率)

第4条 積立金とは、将来の保険金を支払うために一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、次項に定める積立利率を適用し、経過に応じて会社の定める方法により計算します。

2. 積立利率とは、通貨の種類、保険契約の型、保障抑制期間および次条に定める積立利率保証期間ごとに設定するもので、別表3に定める利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の3営業日前（以下「積立利率計算日」といいます。）において、つぎの各号のとおり定めた率から、保険契約の締結に必要な費用、保険契約の維持等に必要な費用および保険金を支払うための費用の率を差し引いた率のことといたします。

(1) 通貨の種類が米ドルの場合

積立利率計算日の前日における直前3日（会社が指標金利を取得する3日）に限ります。以下本条において同じ。）の指標金利の平均値に最大1.0%を加えた率を上限とし、最大1.5%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

(2) 通貨の種類がユーロの場合

積立利率計算日における直前3日の指標金利の平均値に最大1.5%を加えた率を上限とし、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

(3) 通貨の種類が豪ドルの場合

積立利率計算日における直前3日の指標金利の平均値に最大1.5%を加えた率を上限とし、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内で定めた率

(4) 通貨の種類が円の場合

積立利率計算日における直前3日の指標金利の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で定めた率

3. 前項に定める積立利率は、契約日における最低保証積立利率を下回ることはできません。

4. 第1項の規定による積立金額の計算にあたっては、契約日における積立利率を積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、次条に定める積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。

5. 第2項の規定にかかわらず、別表3に定める利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により別表3に定める利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することができます。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下同じ。）によって通知します。

(積立利率保証期間)

第5条 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、会社の定める範囲で設定します。

2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、積立利率保証期間を指定するものとします。

3. 積立利率保証期間は積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、この日を積立利率保証期間更新日とします。

4. 本条の規定により積立利率保証期間を更新した場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 更新後の積立利率保証期間は、更新前の積立利率保証期間と同一とします。

(2) 会社は、更新後の積立利率保証期間において適用する積立利率を保険契約者に書面によって通知します。

5. 基本保険金額

(基本保険金額)

第6条 基本保険金額とは、保険金を支払う場合に基準となる金額として、保険契約の締結の際に定められる金額をいい、一時払保険料および契約日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される金額とします。

2. 前項の規定にかかわらず、積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における積立利率が契約日における最低保証積立利率を上回っているときは、その積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額を、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算します。

3. 前項の場合、会社は、積立利率保証期間更新日における基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額

後の金額を基本保険金額とします。

6. 保険金の支払

(保険金の支払および免責)

第7条 この保険契約の保険金は、保険契約の型に応じて、つぎのとおりです。

(1) 保険契約の型が死亡保障型の場合

	支 払 額	受 取 人	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死 亡 保 険 金	被保険者が死亡した時の一時払保険料相当額（基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。）、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	死 亡 保 険 金 受 取 人	保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が保障抑制期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (ア) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (イ) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (ウ) 戦争その他の変乱
	被保険者が死亡した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額		保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が保障抑制期間経過後に死亡したとき	
			保障抑制期間が指定されなかつた場合で、被保険者が死亡したとき	

(2) 保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合

	支 払 額	受 取 人	支払事由	免責事由
死 亡 保 険 金	被保険者が死亡した時の一時払保険料相当額（基本保険金額を減額した場合には、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。以下本号において同じ。）、積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	死 亡 保 険 金 受 取 人	保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が保障抑制期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (ア) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (イ) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (ウ) 戦争その他の変乱
	被保険者が死亡した時の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額		保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が保障抑制期間経過後に死亡したとき	
			保障抑制期間が指定されなかつた場合で、被保険者が死亡したとき	

支 払 額	受 取 人	支 払 事 由	免責事由
認知症介護保険金	被保険者	保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保障抑制期間中につぎのいずれかに該当したとき (ア) 認知症（別表4）と診断確定されたとき (イ) 要介護状態（公的介護保険制度（別表5）における要介護1以上の状態（別表6）に該当し、要介護認定（別表7）において要介護1以上との認定を受けた状態をいいます。以下本号および次条において同じ。）に該当したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (ア) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の犯罪行為 (ウ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (エ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (オ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (カ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (キ) 被保険者の薬物依存 (ク) 地震、噴火または津波 (ケ) 戦争その他の変乱
		保障抑制期間が指定された場合で、被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保障抑制期間経過後につぎのいずれかに該当したとき (ア) 認知症（別表4）と診断確定されたとき (イ) 要介護状態に該当したとき 保障抑制期間が指定されなかつた場合で、被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、つぎのいずれかに該当したとき (ア) 認知症（別表4）と診断確定されたとき (イ) 要介護状態に該当したとき	

（保険金の支払および免責に関する補則）

第8条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

2. 前条における認知症介護保険金の支払事由について、要介護認定（別表7）において要介護1以上との認定を受け、その認定が効力を生じた日を、要介護状態に該当したときとします。
3. 認知症介護保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなします。
4. 保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合で、認知症介護保険金または死亡保険金のいずれかが支払われたときは、その支払後に他の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者である場合には、前条の規定にかかわらず、認知症介護保険金の受取人は保険契約者とします。
6. 認知症介護保険金の受取人を被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。
7. 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病または発生していた傷害を原因として責任開始期以後に前条の認知症介護保険金の支払事由の(ア)または(イ)に該当した場合でも、その疾病または傷害に関し

- て第15条（告知義務違反による解除）に定める告知義務違反がないときは、その疾病または傷害は責任開始期以後に生じたものとみなします。
8. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、第1号、第3号または第4号の場合は被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を、第2号の場合には被保険者が死亡した時の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。
 - (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（前号の場合を除きます。）。
 - (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前2号の場合を除きます。）。
 - (4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
9. 前条に定める免責事由に該当したことによって認知症介護保険金が支払われない場合、保険契約は継続します。
10. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（死亡保険金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡保険金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については第8項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。
11. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。
12. 被保険者が地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって認知症介護保険金の支払事由に該当した場合でも、その原因によって認知症介護保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、認知症介護保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が認知症介護保険金の支払事由に該当した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。

（保険金の請求、支払時期および支払場所）

- 第9条 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
2. 支払事由の生じた保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、保険金を請求してください。
3. 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。この場合、会社が認めたときは、保険金の受取人の口座（会社の指定した金融機関等の口座に限ります。）に払い込む方法により支払います。
4. 保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から保険金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
- (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 第12条（保険金不法取得目的による無効）、第13条（詐欺による取消）または第17条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第17条第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
- (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日

6. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を保険金を請求した者に通知します。

7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

（認知症介護保険金の代理請求）

第10条 認知症介護保険金の受取人が認知症介護保険金の請求を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意および会社の承諾を得てあらかじめ指定または第24条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、認知症介護保険金の受取人の代理人としてその認知症介護保険金の請求を行なうことができます。ただし、認知症介護保険金の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 認知症介護保険金の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 認知症であることの告知を受けていない場合
- (3) 前2号に準じる状態であると会社が認めた場合

2. 前項の規定により指定代理請求人が認知症介護保険金の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時ににおいてつぎのいずれかに該当することを要します。

- (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 被保険者の直系血族
 - (ウ) 被保険者の3親等内の親族
- (2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、認知症介護保険金の受取人のために認知症介護保険金の請求を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。
 - (ア) 被保険者と同居したまま生計を一にしている者
 - (イ) 被保険者の財産管理を行なっている者
 - (ウ) 保険契約者
 - (エ) 死亡保険金受取人
 - (オ) その他(ア)から(エ)までに定める者と同等の関係にある者

3. 前2項の規定により認知症介護保険金の受取人の代理人として認知症介護保険金の請求を行なうことができる指定代理請求人がいない場合は、保険契約者または死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が死亡したことにより、第22条（死亡保険金受取人の変更）第5項および同条第6項の規定にもとづき死亡保険金の受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、認知症介護保険金の受取人の代理人として認知症介護保険金の請求を行なうことができます。ただし、認知症介護保険金の受取人のために認知症介護保険金の請求を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。

4. 前3項の規定にかかわらず、故意に認知症介護保険金の支払事由を生じさせた者または故意に認知症介護保険金の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、認知症介護保険金の受取人の代理人として認知症介護保険金の請求を行なうことができません。

5. 第3項の規定により認知症介護保険金の請求を行なう場合、第3項に該当する保険契約者または死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該保険契約者または当該死亡保険金受取人は共同して請求してください。
6. 指定代理請求人、保険契約者または死亡保険金受取人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に請求可能な認知症介護保険金があっても、変更を行なう前の指定代理請求人、保険契約者または死亡保険金受取人による認知症介護保険金の代理請求は取り扱いません。
7. 本条の規定により会社が認知症介護保険金を認知症介護保険金の受取人の代理人に支払ったときは、その後認知症介護保険金の請求を受けても、会社は、これを重複しては支払いません。
8. 本条の規定により認知症介護保険金の請求を行なう場合で、前条の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は認知症介護保険金を支払いません。
9. 第15条（告知義務違反による解除）および第17条（重大事由による解除）に定める解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、第15条および第17条に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

7. 会社の責任開始期および契約日

（会社の責任開始期および契約日）

第11条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合
……一時払保険料を受け取った時
- (2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
……一時払保険料充当金を受け取った時（被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時）
2. 前項の規定により、会社の責任が開始される日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とし、契約年齢ならびに保険期間、保障抑制期間および積立利率保証期間は、この日を基準として計算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
4. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称
 - (3) 保険金の受取人の氏名または名称その他の保険金の受取人を特定するために必要な事項
 - (4) 保険契約の種類
 - (5) 保険期間
 - (6) 責任開始日
 - (7) 契約日
 - (8) 積立利率保証期間
 - (9) 死亡保険金額（保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合は死亡保険金額および認知症介護保険金額）、基本保険金額および一時払保険料
 - (10) 保険証券の作成年月日
5. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

8. 保険契約の無効および取消

（保険金不法取得目的による無効）

第12条 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第13条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第14条 会社が、保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

(告知義務違反による解除)

第15条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

2. 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかつたことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者の死亡後に保険契約を解除した場合はその死亡の日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

(保険契約を解除できない場合)

第16条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかつたと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかつたとき
- (2) 会社が解除の原因があることを知った日の翌日から起算して1ヶ月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に、保険金の支払事由が生じたときを除きます。
- (4) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第14条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

(重大事由による解除)

第17条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 保険契約者、被保険者または認知症介護保険金の受取人がこの保険契約の認知症介護保険金を詐取する目的または他人にこの保険契約の認知症介護保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があつた場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認めら

れること

- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(ア)から(オ)までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
 3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
 4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者の死亡後に保険契約を解除した場合はその死亡日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
 5. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

10. 解約および解約返還金

(解約)

第18条 保険契約者は、いつでも将来に向って、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

(解約返還金)

第19条 解約返還金額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約返還金計算日」といいます。）の積立金額に基づき、別表2に定める算式により計算した金額とします。

2. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第9条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

11. 基本保険金額の減額

(基本保険金額の減額)

第20条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、将来に向って、基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。

2. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
4. 本条の規定により、基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

12. 保険金の受取人による保険契約の存続

(保険金の受取人による保険契約の存続)

- 第21条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。
2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、保険金の受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じた場合で、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を保険金の受取人に支払います。

13. 保険金の受取人

(死亡保険金受取人の変更)

- 第22条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡保険金を支払いません。
5. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
6. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
7. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(遺言による死亡保険金受取人の変更)

- 第23条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

(指定代理請求人の変更)

- 第24条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。
2. 指定代理請求人の変更をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

14. 保険契約者

(保険契約者の変更)

第25条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上的一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

(保険契約者の住所の変更)

第26条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15. 保険契約者および保険金の受取人の代表者

(保険契約者および保険金の受取人の代表者)

第27条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帶とします。
4. 保険金の受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

(年齢の計算)

第28条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(契約年齢および性別の誤りの処理)

第29条 保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

- (1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎの（ア）から（イ）までのとおり取り扱います。
 - （ア）実際の年齢に基づいて基本保険金額を改めます。
 - （イ）保険金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて基本保険金額を改め、すでに支払われた保険金に不足分があればその額を保険金の受取人に支払い、超過分があればその額の返還を保険金の受取人に請求します。
 - （ウ）前（ア）の規定により改めた基本保険金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、基本保険金額を会社の定める金額とし、そのこえる部分に対応する保険料を保険契約者に払い戻します。
 - （エ）前（ア）の規定により改めた基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、会社は、保険契約を取り消すことができます。
- (2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

17. 契約者配当金

(契約者配当金)

第30条 この保険契約には契約者配当金はありません。

18. 時効

(時効)

第31条 死亡保険金または認知症介護保険金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

19. 法令等の改正に伴う認知症介護保険金の支払事由に関する規定の変更

(法令等の改正に伴う認知症介護保険金の支払事由に関する規定の変更)

第32条 会社は、認知症介護保険金の支払事由に関する規定にかかる法令等の改正があり、その改正が認知症介護保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、認知症介護保険金の支払事由に関する規定を変更することができます。

2. 前項の規定により、認知症介護保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、認知症介護保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第33条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第34条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

22. 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱

(最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱)

第35条 積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が会社所定の年齢以上となる場合は、第5条（積立利率保証期間）の規定にかかわらず、この更新を最終の更新とし、以後、積立利率保証期間は更新しません。

2. 最終の積立利率保証期間更新日以後は、第4条（積立金および積立利率）、第5条および第19条（解約返還金）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 最終の積立利率保証期間は終身とし、その期間に適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における会社所定の利率とします。ただし、積立利率は契約日における最低保証積立利率を下回らないものとします。

(2) 解約返還金額は、積立金額と同額であり、経過に応じて計算します。

23. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

第36条 官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく

死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類（別表1）に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上あるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

24. 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則

（死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則）

第37条 この保険契約に死亡給付金等の年金払特約を付加した場合には、第1回の特約年金の支払日以後、特約年金に移行した部分について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第17条（重大事由による解除）の規定をつぎの(ア)から(イ)までのとおり取り扱います。
 - (ア) 第1項第4号および第5号、第2項ならびに第5項の規定中、「保険金の受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。
 - (イ) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(ア)から(オ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。
 - (ウ) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (エ) 第4項および第5項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約年金の未支払分の現価」と読み替えます。
- (2) 第24条（指定代理請求人の変更）の規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

25. 年金支払移行特約を付加した場合の特則

（年金支払移行特約を付加した場合の特則）

第38条 この保険契約に年金支払移行特約を付加した場合には、第17条（重大事由による解除）の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1項第4号および第5号、第2項ならびに第5項の規定中、「保険金の受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。
- (2) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(ア)から(オ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。
- (3) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第4項および第5項の規定中、「解約返還金」とあるのは「残余年金支払期間の未払特約年金の現価」と読み替えます。

26. 介護年金支払移行特約を付加した場合の特則

（介護年金支払移行特約を付加した場合の特則）

第39条 この保険契約に介護年金支払移行特約を付加した場合には、特約介護年金に移行した部分について、第17条（重大事由による解除）の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1項第4号および第5号、第2項ならびに第5項の規定中、「保険金の受取人」とあるのは「特約介護年金受取人」と、「保険金」とあるのは「特約介護年金」と読み替えます。
- (2) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号(ア)から(オ)までに該当したのが特約介護年金受取人のみであり、その特約介護年金受取人が特約介護年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約介護年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。

- (3) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約介護年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第4項および第5項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約介護年金の一括払に準じた支払額」と読み替えます。なお、特約介護年金の種類が終身介護年金のときは、会社が支払う返還金はありません。

別表1 請求書類

(1) 保険金の請求書類

項目	必要書類
1 死亡保険金	(1)会社所定の請求書 (2)医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3)被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4)死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5)死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6)保険証券
2 認知症介護保険金	(1)会社所定の請求書 (2)会社所定の様式による医師の診断書 (3)公的介護保険制度における要介護認定の結果を証する書類（公的介護保険制度における要介護認定を受けた場合） (4)被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (5)認知症介護保険金の受取人の戸籍抄本 (6)認知症介護保険金の受取人の印鑑証明書 (7)保険証券
3 認知症介護保険金の代理請求	(1)会社所定の請求書類 (2)認知症介護保険金の受取人が認知症介護保険金の請求を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3)被保険者および代理人の戸籍抄本 (4)被保険者の住民票 (5)代理人の住民票 (6)代理人の印鑑証明書 (7)代理請求を行なう者が被保険者と同居したまたは生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (8)代理請求を行なう者が被保険者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることができます。
2. 会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 解約返還金	(1)会社所定の解約返還金請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
2 保険金の受取人による保険契約の存続	(1)会社所定の保険契約存続通知書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険契約の存続を申し出る保険金の受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4)保険契約の存続を申し出る保険金の受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5)債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3 基本保険金額の減額	(1)会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
4 死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
5 遺言による死亡保険金受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4)保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5)保険証券
6 指定代理請求人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券
7 保険契約者の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3)保険証券

- (注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、請求書類について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

別表2 解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率}) - \text{一時払保険料} \times \text{会社の定める解約控除率}$$

(注) 1. 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の市場価格調整用利率} + \text{会社の定める率}} \right] \text{月数} / 12$$

- ・適用されている積立利率の算出時の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率の算出において用いた指標金利の平均値とします。
- ・解約返還金計算日の市場価格調整用利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新が行なわれている場合は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、会社の定める方法により計算される、この保険契約と同一の通貨の種類および保険契約の型でこの保険契約に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率（最終の積立利率保証期間更新日前に適用されるもので、この保険契約の契約日に応じた積立利率とします。）の算出において用いる指標金利の平均値とします。
- ・会社の定める率とは、解約返還金額の計算に用いる調整率で、市場環境等に応じて0.00%以上0.10%以下の範囲内で定める率とします。
- ・月数とは、保険契約の型および積立利率保証期間ごとに、残存月数（積立利率保証期間の満了日までの月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）に応じてつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の型が死亡保障型の場合
 - (ア) 残存月数が60か月以下の場合：残存月数×0.60
 - (イ) 残存月数が61か月以上の場合：残存月数×0.56+2.4か月
 - (2) 保険契約の型が死亡・認知症介護保障型の場合
 - (ア) 積立利率保証期間が10年または15年の場合
 - a. 残存月数が60か月以下の場合：残存月数×0.50
 - b. 残存月数が61か月以上の場合：残存月数×0.25+15.0か月
 - (イ) 積立利率保証期間が20年または30年の場合
 - a. 残存月数が60か月以下の場合：残存月数×0.60
 - b. 残存月数が61か月以上の場合：残存月数×0.36+14.4か月
- 2. 基本保険金額の減額が行なわれている場合は、一時払保険料とは、基本保険金額の減額と同一割合で一時払保険料を減額した金額とします。

別表3 指標金利

1. 通貨の種類が米ドルの場合

(1) 死亡保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	加重平均インデックス利回り（対象年限5年）および加重平均インデックス利回り（対象年限10年）を単純平均したもの
15年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
20年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）および加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの
30年	加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの

(2) 死亡・認知症介護保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	加重平均インデックス利回り（対象年限5年）
15年	加重平均インデックス利回り（対象年限10年）
20年	加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの
30年	加重平均インデックス利回り（対象年限20年）を単純平均したもの

2. 通貨の種類がユーロの場合

(1) 死亡保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）
15年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
20年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
30年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの

(2) 死亡・認知症介護保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	ユーロ5年金利スワップレート（固定受け）
15年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
20年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
30年	ユーロ10年金利スワップレート（固定受け）およびユーロ20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの

3. 通貨の種類が豪ドルの場合

(1) 死亡保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）
15年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）および豪ドル20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
20年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）および豪ドル20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
30年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）および豪ドル20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの

(2) 死亡・認知症介護保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	豪ドル5年金利スワップレート（固定受け）
15年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）および豪ドル20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
20年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）および豪ドル20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの
30年	豪ドル10年金利スワップレート（固定受け）および豪ドル20年金利スワップレート（固定受け）を単純平均したもの

4. 通貨の種類が円の場合

(1) 死亡保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	10年の日本国債の流通利回り
15年	
20年	20年の日本国債の流通利回り
30年	

(2) 死亡・認知症介護保障型の場合

積立利率保証期間	利回り
10年	5年の日本国債の流通利回り
15年	
20年	10年の日本国債の流通利回りおよび20年の日本国債の流通利回りを単純平均したもの
30年	

備考（別表3） 加重平均インデックス利回り

「加重平均インデックス利回り」とは、つぎの(1)を30%、(2)を70%の割合で加重平均して算出した利回りをいいます。

- (1) Bloomberg USD Treasury/Agency/Supranational/Sovereign Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り
- (2) Bloomberg USD Senior Industrial/Utility Fixed income bond Index A-/A3 or better の構成銘柄のうち残存年数が対象年限の前後1年以内となる銘柄を抽出し、銘柄ごとの時価総額で加重平均して算出した利回り

（注）・(1)および(2)の利回りの算出において、該当する銘柄が無い場合は、線形補間等により算出します。

- ・(1)および(2)のインデックス名称に変更があった場合、変更後の名称とします。

別表4 対象となる認知症

1. 対象となる認知症とは、つぎの(1)および(2)のいずれにも該当している場合をいいます。

- (1) 医師により器質性認知症と診断されていること
- (2) 器質性認知症を原因として、意識障害のない状態において見当識障害がある状態に該当していること

2. 上記1. (1)の器質性認知症の診断は、つぎの(1)および(2)の検査によってなされることを要します。

- (1) 認知機能検査
- (2) 画像検査

3. 上記2. の検査がなされない場合で、他の所見によって器質性認知症と医師に診断され、その診断の根拠が明らかであるときは、会社は、上記2. の検査を行なわない診断を認めることがあります。

備考（別表4）

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。
 - (ア) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (イ) 正常に成熟した脳が、(ア)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(ウ) 平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	F 00
○血管性認知症	F 01
○ピック病の認知症	F 02. 0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02. 1
○ハンチントン病の認知症	F 02. 2
○パーキンソン病の認知症	F 02. 3
○ヒト免疫不全ウイルス[H I V]病の認知症	F 02. 4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02. 8
○詳細不明の認知症	F 03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F 05) のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	F 05. 1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの (G 31) のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 (レビュ小体型認知症に限ります。)	G 31. 8

(2) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとて反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁—意識の程度は動搖しやすい—に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

(1) 時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

(2) 場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

(3) 人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表5 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表6 要介護1以上の状態

「要介護1以上の状態」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に定める要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表7 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法に定める要介護認定をいいます。同法では、要介護認定はその申請のあった日（要介護認定の更新の場合は更新前の要介護認定の有効期間の満了日の翌日）にその効力を生じると定められています。

備考

1. 責任開始期以後に発病した疾病

「責任開始期以後に発病した疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につぎのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中の基本分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

保険料円貨入金特約条項 目次

この特約の概要	第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則
第1条 特約の締結	
第2条 特約の適用	

保険料円貨入金特約条項

（この特約の概要）

この特約は、円貨により金銭を払い込み、その金額を主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（特約の適用）

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が円貨により払い込んだ金銭を外貨に換算し、主契約における外貨建の一時払保険料に充当します。
- (2) 前号の円貨により払い込まれる金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、円貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に円貨払込金額を記載します。

（積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則）

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

保険料外貨入金特約条項 目次

この特約の概要

第3条 積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

保険料外貨入金特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における外貨と異なる外貨により金銭を払い込み、その金額を主契約における外貨建の一時払保険料に充当する場合の取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の適用)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険契約者が主契約における外貨と異なるつぎの(ア)から(イ)までのうち会社の定める取扱範囲のいずれかの外貨により払い込んだ金銭を主契約における外貨建の一時払保険料に換算し、充当します。
 - (ア) アメリカ合衆国通貨（米ドル）
 - (イ) 欧州単一通貨（ユーロ）
 - (ウ) オーストラリア連邦通貨（豪ドル）
 - (エ) ニュージーランド通貨（ニュージーランドドル）
- (2) 前号の主契約における外貨と異なる外貨により払い込まれる金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の主契約における外貨建の一時払保険料への換算には、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（以下「受領日」といいます。また、その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下同じ。）における会社所定の為替レートを用いるものとします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、受領日の会社が指標として指定する金融機関が公示する保険契約者が払い込む外貨の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を主契約における外貨の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）で除すことによって得られるレートを下回ることはありません。
- (4) 保険契約の締結の際の主契約の基本保険金額は、前2号で換算した主契約における外貨建の一時払保険料と同額とします。
- (5) 会社は、保険契約の締結の際に交付する保険証券に外貨払込金額を記載します。

(積立利率変動型終身保険（米ドル建）等に付加する場合の特則)

第3条 この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）、積立利率変動型終身保険（豪ドル建）、積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、前条第4号の規定は適用しません。

円貨支払特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の適用
- 第2条 年金を支払う場合の取扱
- 第3条 死亡給付金等を支払う場合の取扱
- 第4条 年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱
- 第5条 解約返還金を支払う場合の取扱
- 第6条 繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱
- 第7条 更新時差額返還金を支払う場合の取扱
- 第8条 その他の返還金を支払う場合の取扱
- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則
- 第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則
- 第12条 通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則

- 第13条 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
- 第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則
- 第16条 生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第17条 予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則
- 第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
- 第19条 積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第20条 主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱
- 第21条 主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱
- 第22条 予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則

円貨支払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）および解約返還金等を円貨により支払う場合の取扱について定めたものです。

（特約の適用）

第1条 この特約は、主契約および主契約に付加されている特約における外貨建の年金、死亡給付金等および解約返還金等を円貨により支払う場合に適用します。

（年金を支払う場合の取扱）

第2条 第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。）を円貨に換算した金額（以下「円換算年金原資額」といいます。）をもとに、年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ること

はありません。

4. つぎの各号の場合には、年金の支払を行なわず、円換算年金原資額を保険契約者に支払います。
 - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (2) 年金の種類が確定年金または確定年金（支払額指定型）の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

(死亡給付金等を支払う場合の取扱)

第3条 死亡給付金等の請求に際して、死亡給付金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡給付金等を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡給付金等を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

(年金原資額の一時支払および第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の場合の取扱)

第4条 年金支払開始日における年金原資額の一時支払または第2保険期間移行日における積立金額の一時支払の請求に際して、主約款においてこれらの請求ができる者として定められている者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金原資額（主契約に終身保険移行特則が適用されており、主契約の一部を終身保険に移行する場合、終身保険に移行しない部分の年金原資額とします。以下本条において同じ。）または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨により支払います。

2. 前項の場合、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて年金原資額または第2保険期間移行日の前日末の積立金額を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、年金支払開始日もしくは第2保険期間移行日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

(解約返還金を支払う場合の取扱)

第5条 主契約および特約の解約または基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて解約返還金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはできません。

(繰上げ年金開始により年金を支払う場合の取扱)

第6条 繰上げ年金開始による第1回の年金の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により年金を支払うことはありません。

2. 前項の場合、主約款の規定にかかわらず、年金額（年金の種類が確定年金（支払額指定型）の場合の年金額を除きます。）は、繰上げ後の年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業

日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて繰上げ後の年金支払開始日の前日における解約返還金額を円貨に換算した金額(以下「繰上げ年金開始時の円換算年金原資額」といいます。)をもとに、繰上げ後の年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。

3. 前項の会社所定の為替レートは、繰上げ後の年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。
4. つぎの各号の場合には、繰上げ年金開始は行いません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
 - (1) 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (2) 年金の種類が確定年金または確定年金(支払額指定型)の場合で、年金支払期間中に支払われるべき円貨の年金の合計額が繰上げ年金開始時の円換算年金原資額に満たないとき。
5. 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、繰上げ年金開始時の円換算年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に支払います。

(更新時差額返還金を支払う場合の取扱)

第7条 主約款の規定により積み立てられている更新時差額返還金の請求に際して、保険契約者(死亡保険金とともに支払われる場合については死亡保険金受取人とします。)から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、更新時差額返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次項において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて更新時差額返還金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(他の返還金を支払う場合の取扱)

第8条 主約款の規定により、積立金その他の返還金(以下「他の返還金」といいます。)を払い戻す場合に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、他の返還金を円貨により支払います。

2. 前項の場合、その支払日における会社所定の為替レートを用いて他の返還金を円貨に換算します。
3. 前項の会社所定の為替レートは、他の返還金の支払日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)(1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。)を下回ることはありません。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則)

第10条 主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
- (2) 前号の場合、死亡給付金等の年金払特約条項第2条(特約年金の支払)第2項の規定にかかわらず、特約年金額は、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下第4号において同じ。)における会社所定の為替レートを用いて主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等を円貨に換算した金額(以下「円換算死亡給付金額等」といいます。)をもとに、第1回の特約年金の支払日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。
- (3) 前号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1号の規定にかか

わらず、会社は、円換算死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、円換算死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべき特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、死亡給付金等の年金払特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

- (4) 第2号の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信賃相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

2. この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出し金または規則的引出金があるときには、前項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款または特約条項の規定に定めるその定期支払金、定期給付金、運用成果払出し金または規則的引出金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、前項の規定を適用します。

3. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額に特約条項の規定に定めるその未払分割払金の現価の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から特約条項の規定に定めるその分割払金額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

4. この特約を積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、第1項に定める会社所定の為替レートを用いて、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額から主約款の規定に定めるその更新時差額返還金の額を差し引いた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

5. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条（主契約に円貨支払特約が適用される場合の特則）に定める死亡保険金の額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

6. この特約とあわせて主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額を第1項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

- (2) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、前号の規定にかかわらず、生存給付金の円換算額上限設定特約条項第9条に定める死亡保険金の額からその移行時差額返還金の額を差し引いた額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。

7. この特約とあわせて主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がB型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を円貨に換算した金額を円換算死亡給付金額等とし、第1項の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。
- (3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。
 - (イ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

(主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則)

第11条 主契約に運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約とあわせてこの特約を付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約年金の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約年金を円貨により支払います。この場合、以後外貨により特約年金を支払うことはありません。
- (2) 前号の場合、運用期間中年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）または年金支払移行特約条項第3条（特約年金額の計算）の規定にかかわらず、特約年金額は、特約年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下次号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて特約年金原資額を円貨に換算した金額（以下「円換算特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日におけるこの特約を適用した場合の会社の定める率により計算した金額とします。
- (3) 前号の会社所定の為替レートは、特約年金支払開始日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (4) つぎの(ア)および(イ)の場合には、この特約の適用は行いません。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
 - (ア) 第2号の規定により計算された特約年金額が会社の定める金額に満たないとき。
 - (イ) 年金支払期間中に支払われるべき円貨の特約年金の合計額が円換算特約年金原資額に満たないとき。
2. この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金を前項に定める会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額に特約年金支払開始日の前日における繰越準備金を加えた額を円換算特約年金原資額とし、前項の規定を適用します。
3. 前項の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、前項の規定は、「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」を「特約年金支払開始日の前日における主約款第21条（解約返還金）に定める解約返還金に同日における生存給付金積立金を加えた金額」と読み替えて適用します。

(通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則)

第12条 この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金（支払額が死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、

つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

- (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (2) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨により支払います。この場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
- (ア) 死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて死亡時増額期間満了時における未払年金の現価を円貨に換算します。
- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、死亡時増額期間の満了日の翌日または請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日のいずれか遅い日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合の特則）

第13条 この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は適用しません。

2. この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
 - (2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
 - (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価または年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
 - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
3. この特約を運用期間中年金支払移行特約または年金支払移行特約が付加されている年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）にあわせて付加した場合には、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金の一括払の請求について、前項の規定を準用します。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第14条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）第1項、第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項、第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）第1項第1号および第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。

2. 前項の規定にかかわらず、この特約を年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条の規定により第11条の規定は適用しません。

(主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約等が付加されている場合の特則)

第15条 主契約に死亡保障抑制期間中死亡時円貨支払額最低保証特約または保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約が付加されている場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）および第10条（主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則）の規定は適用しません。

(生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合の特則)

第16条 この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を生存給付金付養老保険（通貨指定型）に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 遺族年金の一括払の請求に際して、遺族年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

(2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。

(ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて遺族年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。

(イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合の特則)

第17条 この特約を予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 主約款の規定により、死亡保険金を支払う際に死亡保険金とともに死亡保険金受取人に払い戻される返還金について、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。

(2) 第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(3) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。

(イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。

(ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

(4) この特約を保険料円貨払込特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、第2号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、「基本保険金額もしくは移行後基本保険金額の減額」を「保険料もしくは保険料円貨払込金額の減額もしくは第2保険期間死亡保険金額の減額」と、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（減額の場合の返還金を含み、解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。

(5) この特約を年金支払移行特約（平準払用）が付加されている予定利率変動型外貨建終身保険（低解約返還金型）にあわせて付加した場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または年金支払移行特約（平準払用）条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約年金受取人」と読み替えて適用します。

(イ) 前条までに定めるほか、特約年金（支払額が残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約年金

の一括払の請求に際して、特約年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。

- (ウ) 前(イ)の場合、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて、残余年金支払期間の未払特約年金の現価、残余保証期間の未払特約年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約年金の一括払をしたときの支払額を円貨に換算します。
- (エ) 前(ウ)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1回の特約介護年金の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、特約介護年金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 特約介護年金額の計算においては、第11条（主契約に運用期間中年金支払移行特約等とあわせてこの特約を付加する場合の特則）第1項第2号および同条同項第3号の規定を準用します。
 - (イ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額に満たない場合には、この特約の適用は行いません。この場合、会社は、その旨を特約介護年金受取人に書面によって通知します。
 - (ウ) 前(ア)の規定により計算された特約基本介護年金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、円換算特約介護年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を特約介護年金受取人に支払います。
 - (エ) この特約とあわせて主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型がA型かつ同特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、第11条第2項の規定を準用します。
 - (オ) 前(エ)の場合で、主契約に生存給付金の支払日指定特則が適用されており、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、第11条第3項の規定を準用します。
- (2) 第1回の特約介護年金の請求後、特約介護年金（支払額が残余保証期間の未払特約介護年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または特約介護年金の一括払の請求に際して、特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余保証期間の未払特約介護年金の現価もしくは死亡時保証金額または特約介護年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。この場合、前条第5号の規定を準用します。
- (3) 第8条（その他の返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または介護年金支払移行特約条項の規定」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と読み替えて適用します。
- (4) 介護年金支払移行特約とあわせて主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 第1号および第2号の規定は、「主約款」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。
 - (イ) 第14条（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）第1項および前号の規定にかかわらず、第8条第1項の規定は、「主約款の規定」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項もしくは介護年金支払移行特約条項の規定」と、「主約款の通貨」を「主約款または定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項の通貨」と、「保険契約者」を「保険契約者または特約介護年金受取人（特約介護年金受取人に特約介護年金の請求を自ら行なうことができない特別な事情がある場合には介護年金支払移行特約条項に定める代理人とします。）」と

読み替えて適用します。

(積立利率変動型終身保険 (20) (通貨指定型) に付加した場合の特則)

第19条 この特約を積立利率変動型終身保険 (20) (通貨指定型) に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条 (死亡給付金等を支払う場合の取扱) および第10条 (主契約に死亡給付金等の年金払特約が付加されている場合の特則) の規定は、認知症介護保険金を支払う場合に準用します。
- (2) 前号の場合で主契約の規定により認知症介護保険金について代理請求が行なわれるときは、第3条の規定は、「死亡給付金等の受取人」を「主約款に定める代理人」と、第10条の規定は、「特約年金受取人」を「主約款に定める代理人」と読み替えて適用します。

(主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合の取扱)

第20条 主契約に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により、最終回の生存給付金支払日に対象額から上限額指定通貨換算額を差し引いた金額を支払う際に、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときは、当該金額を円貨により支払います。この場合、第8条 (その他の返還金を支払う場合の取扱) の規定を準用します。

(主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の取扱)

第21条 主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) すえ置期間の満了 (保険金等のすえ置特約条項に定めるすえ置の型がA型の場合に限ります。) により、同特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) すえ置期間の満了日の翌日 (その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。) における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
 - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、すえ置期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。) を下回ることはありません。
- (2) 保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の請求に際して、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日 (その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。) における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
 - (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、すえ置かれている保険金等の請求を会社が受け付けた日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場 (TTB) (1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。) を下回ることはありません。
- (3) すえ置期間中に保険金等の受取人が死亡したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人の相続人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第8条 (その他の返還金を支払う場合の取扱) の規定を準用します。
- (4) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解約されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第5条 (解約返還金を支払う場合の取扱) の規定を準用します。
- (5) すえ置期間中に重大事由によりすえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が解除されたことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。

る規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、第8条の規定を準用します。

- (6) すえ置かれている保険金等に係る保険契約の部分が消滅（解約および重大事由による解除による消滅を除きます。）したことにより、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置かれている保険金等の元利金を支払う際に、保険金等の受取人（本号(ア)の場合には、死亡給付金等の受取人とします。）から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款および各特約条項の通貨に関する規定にかかわらず、すえ置かれている保険金等の元利金を円貨により支払います。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 主契約の死亡給付金等の支払事由が生じたことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。
- (イ) 主約款および各特約条項の規定により年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）が支払われるべき期間の満了による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。
- a. 年金が支払われるべき期間の満了日の翌日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
 - b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金が支払われるべき期間の満了日の翌日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (ウ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合に限ります。）または年金の一括払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、つぎのとおり取り扱います。
- a. 年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本(ウ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いてすえ置かれている保険金等の元利金を円貨に換算します。
 - b. 前a.の会社所定の為替レートは、年金の支払または年金の一括払の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場(TTB)（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (エ) 年金の支払開始日以後における被保険者の死亡（被保険者の死亡により、年金の支払の請求を要する場合を除きます。）による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第8条の規定を準用します。
- (オ) 死亡時増額期間満了時における未払年金の現価の一時支払による保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第12条（通貨指定型個人年金保険（16）に付加した場合の特則）第2項第2号の規定を準用します。
- (カ) 免責事由により、主契約の死亡給付金等または年金が支払われないことによる保険契約の消滅により、すえ置かれている保険金等の元利金を支払う場合には、第8条の規定を準用します。

（予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合の特則）

第22条 この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、第2条（年金を支払う場合の取扱）の規定は適用しません。

2. この特約を予定利率変動型外貨建個人年金保険に付加した場合には、前条までに定めるほか、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金（支払額が残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価または死亡時保証金額である場合に限ります。）の支払の請求または年金の一括払の請求に際して、年金受取人から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円貨により支払います。
- (2) 前号の場合、つぎの(ア)および(イ)のとおり取り扱います。
 - (ア) 請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下(イ)において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて残余年金支払期間の未払年金の現価、残余保証期間の未払年金の現価もしくは死亡時保証金額または年金の一括払をしたときの支払額を円

貨に換算します。

- (イ) 前(ア)の会社所定の為替レートは、請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- (3) 主約款の規定により、死亡給付金を支払う際に死亡給付金とともに死亡給付金受取人に払い戻される返還金について、第3条（死亡給付金等を支払う場合の取扱）の規定を準用します。
- (4) 第5条（解約返還金を支払う場合の取扱）第1項の規定は、「解約返還金（減額の場合の返還金を含みます。以下本条において同じ。）」を「解約返還金（解約返還金とともに支払われる返還金も含みます。以下本条において同じ。）」と読み替えて適用します。
- (5) 前条までに定めるほか、保険契約の失効による返還金について、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 保険契約の失効による返還金の請求に際して、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾した場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、当該返還金を円貨により支払います。
 - (イ) 前(ア)の場合、主約款の規定により保険契約が効力を失った日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本号において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて当該返還金を円貨に換算します。
 - (ウ) 前(イ)の会社所定の為替レートは、主約款の規定により保険契約が効力を失った日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約条項 目次

この特約の概要	
第1条 特約の締結	第7条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則
第2条 保険金を支払う場合の取扱	第8条 主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則
第3条 特約の解約	第9条 主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則
第4条 特約の消滅とみなす場合	第10条 主契約に目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約等が付加されている場合の特則
第5条 主約款の規定の準用	第11条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第6条 主契約の基本保険金額を減額する場合の取扱	

保障抑制期間中保険金円貨支払額最低保証特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）における保障抑制期間中の外貨建の保険金を円貨により支払い、その支払額を最低保証する取扱について定めたものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(保険金を支払う場合の取扱)

第2条 この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、主契約の保障抑制期間中に支払事由が生じた場合の保険金の支払額は、つぎの各号の金額のうちいずれか大きい金額とします。

- (1) 主約款に定める主契約の指定通貨建の保険金の支払額を、保険金の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額
 - (2) 主契約の指定通貨建の一時払保険料を、主契約の一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額（以下「円貨最低保証額」といいます。）
2. 前項第1号の会社所定の為替レートは、保険金の請求に必要な書類が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日の会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
 3. 第1項第2号の会社所定の為替レートは、主契約の一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはできません。

(特約の解約)

第3条 この特約のみの解約はできません。

(特約の消滅とみなす場合)

第4条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約の保障抑制期間が満了したとき。
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(主約款の規定の準用)

第5条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約の基本保険金額を減額する場合の取扱)

第6条 主契約の基本保険金額を減額する場合には、円貨最低保証額についても同時に減額されるものとします。

この場合、減額後の円貨最低保証額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則)

第7条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合には、第2条（保険金を支払う場合の取扱）第1項 第2号の規定にかかわらず、保険料円貨入金特約条項に定める円貨払込金額を円貨最低保証額とします。

2. 主契約の基本保険金額を減額する場合には、前項に定める円貨最低保証額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の円貨最低保証額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則)

第8条 主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合には、第2条（保険金を支払う場合の取扱）第1項 第2号および第3項の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 主契約の指定通貨建の一時払保険料を、保険料外貨入金特約条項に定める外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下本条において同じ。）における会社所定の為替レートを用いて円貨に換算した金額を円貨最低保証額とします。

(2) 前号の会社所定の為替レートは、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

2. 主契約の基本保険金額を減額する場合には、前項に定める円貨最低保証額についても同時に減額されるものとします。この場合、減額後の円貨最低保証額は、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則)

第9条 この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(主契約に目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約等が付加されている場合の特則)

第10条 主契約に目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約または目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約（認知症介護型）とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約が定額の円貨建終身保険または定期の円貨建認知症介護保障終身保険に移行したときは、この特約は消滅したものとみなします。

(主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則)

第11条 主契約に介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約の全部が特約介護年金に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 特約の締結
- 第2条 主契約の定額の円貨建終身保険への移行
- 第3条 目標値の指定および変更
- 第4条 移行後基本保険金額
- 第5条 定額円貨建移行日以後の取扱
- 第6条 特約の解約
- 第7条 特約の消滅とみなす場合
- 第8条 年齢の計算
- 第9条 主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱
- 第10条 主約款の規定の準用
- 第11条 主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱
- 第12条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則

- 第13条 主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則
- 第14条 主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則
- 第15条 通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則
- 第16条 主契約に運用期間中年金支払移行特約が付加された場合の特則
- 第17条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則
- 第18条 主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合等の特則
- 第19条 積立利率変動型終身保険(17)（通貨指定型）等に付加する場合の特則
- 第20条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則

目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約条項

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の所定の期間において、主契約の一時払保険料等の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が保険契約者が指定した目標値に到達したときに、主契約を定額の円貨建終身保険に移行させることを目的としたものです。

(特約の締結)

- 第1条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. 前項の場合、この特約の付加日は、主契約の締結の際に付加したときは主契約の契約日、主契約の第2保険期間への移行の際に付加したときは主契約の第2保険期間移行日、これら以外の時期に付加したときは会社がこの特約の付加の申込を承諾した日とします。

(主契約の定額の円貨建終身保険への移行)

- 第2条 この特約を付加した主契約は、次項に定める判定期間の各日（会社の営業日で会社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示している日に限ります。）において、第3項に定める判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が第3条（目標値の指定および変更）の規定により保険契約者が指定した目標値に到達した場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、その到達した日（以下「到達判定日」といいます。）の翌々営業日（以下「定額円貨建移行日」といいます。）に定額の円貨建終身保険に移行します。
2. 前項の判定期間は、主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日（この特約を主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日後に主契約に付加したときは、この特約の付加日とします。）から、主契約の第2保険期間移行日の2か月前ににおける月単位の契約応当日の前日まで（この特約を主契約の第2保険期間中に付加したときは、終身とします。）とします。
3. 第1項の判定基準金額は、主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、主契約の一時払保険料または一時払保険料充当金を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社が指標として指定する金融

機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

4. 第1項の主契約の解約返還金額の円換算額は、解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
5. 第1項および前項の規定にかかわらず、将来の外国為替情勢の変化等により対顧客電信買相場（TTB）が消滅したとき等、対顧客電信買相場（TTB）を用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、第1項および前項に定める対顧客電信買相場（TTB）について、異なる為替レートに変更することができます。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
6. 定額の円貨建終身保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

（目標値の指定および変更）

第3条 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める範囲で、目標値を判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合により指定するものとします。

2. 保険契約者は、到達判定日までに限り、会社の定める範囲で、目標値を変更することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（移行後基本保険金額）

第4条 会社は、定額円貨建移行日に、会社の定める方法により、到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における会社の定める率により計算した金額を移行後基本保険金額として定めます。この場合、第8条（年齢の計算）の規定により定める定額円貨建移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

2. 会社は、移行後基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。
3. 移行後基本保険金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者に支払います。

（定額円貨建移行日以後の取扱）

第5条 第2条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）の規定により定額の円貨建終身保険に移行した場合は、定額円貨建移行日以後、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

- (1) 通貨の種類は円貨とし、主契約にかかわる金銭の支払は、円貨をもって行ないです。
- (2) 死亡保険金の支払事由は被保険者が死亡したときとし、死亡保険金額はつぎのとおりとします。
 - (ア) 定額円貨建移行日の2年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までは、被保険者が死亡した時の責任準備金額
 - (イ) 移行後保障増額日以後は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額
 - (3) 死亡保険金の免責事由に該当した場合はつぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 死亡保険金が支払われない場合の保険契約者への支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額（死亡保険金の一部が支払われない場合は、支払われない部分に対応する責任準備金額とします。）とします。
 - (イ) 死亡保険金を削減した場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額を下回らないこととします。
 - (4) 解約返還金額は経過に応じて計算します。
2. 保険契約者は、会社の定める範囲で、将来に向って、移行後基本保険金額を減額することができます。この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 減額後の移行後基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
 - (2) 移行後基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 - (3) 移行後基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前項第4号の規定に準じて計算した金額とします。
 - (4) 本項の規定により、移行後基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
 - (5) 主約款の死亡保険金受取人による保険契約の存続の規定は、移行後基本保険金額の減額について準用します。

3. 第2条の規定により定額の円貨建終身保険に移行した場合は、定額円貨建移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。
- (1) 第1保険期間および第2保険期間に関する規定
 - (2) 定額部分および運用実績連動部分に関する規定
 - (3) 第1保険期間満了時積立金保証率に関する規定
 - (4) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定
 - (5) 基本保険金額に関する規定
 - (6) 特別勘定および特別勘定群に関する規定

(特約の解約)

第6条 保険契約者は、到達判定日までに限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。この場合、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

(特約の消滅とみなす場合)

第7条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主契約の第2保険期間移行日が到来したとき。ただし、この特約を主契約の第1保険期間中に付加した場合に限ります。
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(年齢の計算)

第8条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

- (1) 定額円貨建移行日における被保険者の年齢（以下「定額円貨建移行後年齢」といいます。）は、定額円貨建移行日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 定額円貨建移行日後の被保険者の年齢は、前号の定額円貨建移行後年齢に、定額円貨建移行日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

(主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)

第9条 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって主契約の特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日（以下「取引停止日」といいます。）から売買ができることとなった日（以下「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、その売買できない特別勘定についてつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の締結）の取扱
取引停止期間中は、会社は、この特約の付加の申込の受付を行なわず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。
- (2) 第2条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）の取扱
取引停止期間中は、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合でも、主契約の定額の円貨建終身保険への移行は行ないません。
- (3) 第3条（目標値の指定および変更）および第6条（特約の解約）の取扱
 - (ア) 取引停止期間中に、目標値の変更またはこの特約の解約に関する請求に必要な書類を受け付けたときは、その取引再開日の翌営業日に目標値の変更またはこの特約の解約が行なわれるものとします。
 - (イ) 前(ア)の規定にかかわらず、取引再開日までに保険契約者から目標値の変更またはこの特約の解約の中止の申出があった場合には、目標値の変更またはこの特約の解約の請求がなかったものとして取り扱います。

2. 前項の規定によるほか、取引停止期間中、主約款に定める主契約の基本保険金額の減額についてつぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 取引停止期間中に、主約款に定める主契約の基本保険金額の減額に関する請求に必要な書類を受け付けたときは、その取引再開日の翌営業日（取引停止期間中に主契約の第2保険期間移行日が到来した場合は、主契約の第2保険期間移行日）に主契約の基本保険金額の減額が行なわれるものとします。この場合、その減額される日を解約返還金計算日とします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、取引再開日（取引停止期間中に主契約の第2保険期間移行日が到来する場合は、主契約の第2保険期間移行日の前日）までに保険契約者から主契約の基本保険金額の減額の中止

の申出があった場合には、主契約の基本保険金額の減額の請求がなかったものとして取り扱います。

3. 会社は、前2項の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

(主約款の規定の準用)

第10条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱)

第11条 この特約が主契約に付加される前に主契約の基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に主契約の基本保険金額を減額した場合には、判定基準金額については、減額前の主契約の基本保険金額と減額後の主契約の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則)

第12条 主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合には、第2条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第3項の規定にかかわらず、判定基準金額は、保険料円貨入金特約条項に定める円貨払込金額とします。

2. この特約が主契約に付加される前に主契約の基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に主契約の基本保険金額を減額した場合には、前項に定める判定基準金額については、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則)

第13条 主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合には、第2条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第3項の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

(1) 判定基準金額は、保険料外貨入金特約条項に定める外貨払込金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。

(2) 判定基準為替レートは、外貨払込金額を会社の本社または会社の指定した場所で受領する日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

2. この特約が主契約に付加される前に主契約の基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に主契約の基本保険金額を減額した場合には、前項に定める判定基準金額については、減額前の基本保険金額と減額後の基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

(主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則)

第14条 この特約が付加されている主契約（この特約により定額の円貨建終身保険に移行する前の保険契約である場合に限ります。）に年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則)

第15条 この特約を通貨指定型個人年金保険、年金原資確定部分付変額個人年金保険（通貨指定型）、年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険（通貨指定型）、積立利率変動型個人年金保険（19）（通貨指定型）または積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1条（特約の締結）第2項の規定にかかわらず、この特約を主契約の積立利率保証期間の更新の際に付加したときは、この特約の付加日は主契約の積立利率保証期間更新日とします。

(2) 第2条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第2項の規定にかかわらず、判定期間は、主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日（この特約を主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日後に主契約に付加したときは、この特約の付加日とします。）から、主契約の年金支払開始日（年金支払開始日の繰延べが行なわれた場合は、繰延べ前の年金支払開始日とします。）の2か月前における月単位の契約応当日の前日までとします。

(3) 第5条（定額円貨建移行日以後の取扱）第1項および第2項の規定は、「死亡保険金」を「死亡給付金」と、「死亡保険金額」を「死亡給付金額」と、「死亡保険金受取人」を「死亡給付金受取人」と読み替えて適用します。

(4) 第5条第3項の規定にかかわらず、定額の円貨建終身保険に移行した場合は、定額円貨建移行日以後、

主約款に定めるつぎの規定は適用しません。

(ア) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定

(イ) 基本保険金額に関する規定

(ウ) 年金支払開始日等、年金に関する規定

(エ) 運用期間に関する規定

(オ) 特別勘定および特別勘定群に関する規定

(カ) 指定通貨の変更に関する規定

(キ) 定率部分および運用実績連動部分に関する規定

(ク) 運用実績連動保証金額および年金原資保証金額に関する規定

(ケ) 保険契約の型に関する規定

(コ) 基本移行原資保証率に関する規定

(サ) 基本移行原資額に関する規定

(5) 第7条（特約の消滅とみなす場合）の規定にかかわらず、つぎの場合には、この特約は消滅したものとみなします。

(ア) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主契約の年金支払開始日が到来したとき。

(イ) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主約款の年金支払開始日の繰延べの規定により、年金支払開始日の繰延べが行なわれたとき。ただし、主契約が積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）の場合には、年金支払開始日の繰延べが行なわれ、繰延べ前の年金支払開始日が到来したときとします。

(ウ) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主約款の繰上げ年金開始に関する特則の規定により、繰上げ年金開始が行なわれたとき。

(エ) 主契約が定額の円貨建終身保険に移行せずに、主約款の指定通貨の変更の規定により、指定通貨が円貨に変更されたとき。

(オ) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(6) 保険契約申込書（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）に記載された被保険者の生年月日に誤りがあった場合で、定額円貨建移行後年齢が実際の年齢と異なることとなるときは、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により、移行後基本保険金額を改めます。

(イ) 死亡給付金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により死亡給付金額を改め、すでに支払われた死亡給付金に不足分があればその額を死亡給付金受取人に支払い、超過分があればその額の返還を死亡給付金受取人に請求します。

(ウ) 前(ア)の規定により改めた移行後基本保険金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、移行後基本保険金額を会社の定める金額とし、到達判定日末における主契約の解約返還金額の円換算額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に払い戻します。

(7) 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前号に準じて取り扱います。

(8) この特約を終身保険移行特則の適用による終身保険移行日以後の主契約に付加する場合には、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 第2条第2項および第2号の規定にかかわらず、判定期間は、この特約の付加日以後、終身とします。

(イ) 第2条第3項、第11条（主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱）、第12条（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）および第13条（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）の規定にかかわらず、判定基準金額は主契約の年金原資額（終身保険移行特則の適用による終身保険への移行を行なわなかった部分の年金原資額を除きます。）を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、終身保険移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

(ウ) この特約が主契約に付加される前に移行後基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に移行後基本保険金額を減額した場合には、前(イ)に定める判定基準金額については、減額前の移行後基本保険金額と減額後の移行後基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

- (9) この特約が付加されている主契約に終身保険移行特則があわせて適用されており、同特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第2条第2項および第2号の規定にかかわらず、判定期間は、終身保険移行日以後、終身とします。
- (イ) 第2条第3項、第11条、第12条および第13条の規定にかかわらず、判定基準金額は、終身保険移行日以後、主契約の年金原資額（終身保険移行特則の適用による終身保険への移行を行なわなかった部分の年金原資額を除きます。）を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。この場合、判定基準為替レートは、終身保険移行日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。
- (ウ) 終身保険移行日以後に移行後基本保険金額を減額した場合には、前(イ)に定める判定基準金額については、減額前の移行後基本保険金額と減額後の移行後基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。
- (エ) 第5号(ア)の規定は適用しません。
- (10) 前2号の場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 第5条第1項の規定は、「主約款の規定」を「定額の円貨建終身保険に移行した部分について、主約款の規定」と、「主契約にかかわる金銭の支払」を「主契約（終身保険移行特則の適用による終身保険への移行を行なった部分に限ります。）にかかわる金銭の支払」と、「責任準備金」を「定額の円貨建終身保険に移行している部分の責任準備金」と読み替えて適用します。
- (イ) 第8条（年齢の計算）の規定は、定額の円貨建終身保険に移行した部分に適用します。
- (ウ) 第20条（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）の規定は、「主契約の全部」を「主契約のうち終身保険移行特則の適用による終身保険への移行を行なった部分の全部」と読み替えて適用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約が付加された場合の特則）

第16条 この特約が付加されている主契約に運用期間中年金支払移行特約が付加された場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されている場合の特則）

第17条 この特約を定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加されており定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行後の主契約に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第2項および第15条（通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則）第2号の規定にかかわらず、判定期間は、この特約の付加日以後、終身とします。
- (2) 第5条（定額円貨建移行日以後の取扱）第1項および第8条（年齢の計算）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。
- (3) この特約が主契約に付加される前に移行後基本保険金額を減額していた場合、およびこの特約が主契約に付加された後に移行後基本保険金額を減額した場合には、第2条第3項、第11条（主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱）、第12条（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）および第13条（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）にそれぞれ定める判定基準金額については、減額前の移行後基本保険金額と減額後の移行後基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。

（主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合等の特則）

第18条 この特約が付加されている主契約に定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 移行後指定通貨が円の場合は、この特約は消滅したものとみなします。
- (2) 第2条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第2項および第15条（通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則）第2号の規定にかかわらず、判定期間は、つぎのとおりとします。
- (ア) 定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項に定める終身保険移行日等の通常取扱が行なわれたときは、定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）の特約申込日は目標値の判定を行なわず、判定期間は、終身保険移行日以後、終身とします。
- (イ) 定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項に定める終身保険移行日等の特別取扱が行なわれ

たときは、判定期間は、終身保険移行日以後、終身とします。

- (3) 第5条（定額円貨建移行日以後の取扱）第1項および第8条（年齢の計算）の規定は、「主約款」を「主約款および定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項」と読み替えて適用します。
 - (4) 終身保険移行日以後に移行後基本保険金額を減額した場合には、第2条第3項、第11条（主契約の基本保険金額の減額が行なわれた場合の取扱）、第12条（主契約に保険料円貨入金特約が付加されている場合の特則）および第13条（主契約に保険料外貨入金特約が付加されている場合の特則）にそれぞれ定める判定基準金額については、減額前の移行後基本保険金額と減額後の移行後基本保険金額の割合と同一割合で減額した金額とします。
 - (5) 定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）条項に定める終身保険移行日等の特別取扱が行なわれたときは、第15条（通貨指定型個人年金保険等に付加する場合の特則）第5号(ア)の規定は適用しません。
2. この特約を定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）とあわせて主契約に付加した場合には、前項第2号から第5号までの規定を準用します。

（積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）等に付加する場合の特則）

第19条 この特約を積立利率変動型終身保険（17）（通貨指定型）または積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（主契約の定額の円貨建終身保険への移行）第2項の規定にかかわらず、判定期間は、主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日（この特約を主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日までの範囲内で会社が定める日後に主契約に付加したときは、この特約の付加日とします。）から終身とします。
- (2) 第5条（定額円貨建移行日以後の取扱）第3項の規定にかかわらず、定額の円貨建終身保険に移行した場合は、定額円貨建移行日以後、主約款に定めるつぎの規定は適用しません。
 - (ア) 死亡保障抑制期間および保障抑制期間に関する規定
 - (イ) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定
 - (ウ) 基本保険金額に関する規定
 - (エ) 最終の積立利率保証期間更新日以後の取扱の規定
 - (オ) 認知症介護保険金に関する規定

（主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則）

第20条 この特約が付加されている主契約（この特約により定額の円貨建終身保険に移行する前の保険契約である場合に限ります。）に介護年金支払移行特約があわせて付加されており、主契約の全部が特約介護年金に移行した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 目標値の変更	(1) 会社所定の目標値の変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2 移行後基本保険金額の減額	(1) 会社所定の移行後基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3 特約の解約	(1) 会社所定の特約の解約請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

年金支払移行特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約の締結
- 第3条 特約年金額の計算
- 第4条 特約年金の種類
- 第5条 特約年金の支払
- 第6条 特約年金の一括払
- 第7条 特約年金の継続支払
- 第8条 特約年金の請求、支払時期および支払場所
- 第9条 特約年金受取人
- 第10条 遺言による特約年金受取人の変更
- 第11条 後継特約年金受取人
- 第12条 遺言による後継特約年金受取人の指定または変更
- 第13条 年齢の計算

- 第14条 解約の取扱
- 第15条 時効
- 第16条 主約款の規定の準用
- 第17条 積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則
- 第18条 主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合の特則
- 第19条 積立利率変動型定額部分付変額終身保険
(15) 等に付加した場合の特則
- 第20条 積立利率変動型定額部分付変額終身保険
(15) 等に付加した場合の特約年金支払開始日等の特別取扱の特則
- 第21条 生存給付金付終身保険（通貨指定型）に付加した場合の特則
- 第22条 主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則

年金支払移行特約条項

(この特約の概要)

この特約は、すでに締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）について、年金支払に移行することを目的としたものです。

(用語の意義)

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「特約年金支払開始日」

「特約年金支払開始日」は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日の翌日とします。

(2) 「特約年金支払日」

「特約年金支払日」とは、第1回の特約年金については特約年金支払開始日をいい、第2回以後の特約年金については、特約年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

(特約の締結)

第2条 保険契約者は、主契約の契約日から起算して1年以上経過している場合、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. 特約年金に移行した部分については、特約年金支払開始日以後は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付はありません。

3. つぎの各号の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(1) 次条の規定により計算される特約年金額が、会社の定める金額に満たないとき。

(2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額に満たないとき。

(特約年金額の計算)

第3条 前条の規定によりこの特約を締結したときは、会社の定める方法により、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額（以下「特約年金原資額」といいます。）をもとに、特約年金支払開始日における会社の定める率により特約年金額を定めます。

(特約年金の種類)

第4条 特約年金の種類は、確定年金とします。

(特約年金の支払)

第5条 特約年金は、つぎのとおりとします。

	支 払 額	受 取 人	特約年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）
確 定 年 金	特約年金額	特 約 年 金 受 取 人	被保険者が年金支払期間中の特約年金支払日に生存しているとき
	残余年金支払期間の未 払特約年金の現価		被保険者が年金支払期間中の最後の特約年金支払日前に死亡したとき

2. 特約年金受取人と被保険者が同一の場合で、前項の規定により、未払特約年金の現価を支払うときは、第11条（後継特約年金受取人）および第12条（遺言による後継特約年金受取人の指定または変更）の規定により定める後継特約年金受取人に支払います。

(特約年金の一括払)

第6条 特約年金受取人は、年金支払期間の最後の特約年金支払日前に限り、将来の特約年金の全部の支払にかえて、残余年金支払期間の未払特約年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、未払特約年金の現価とし、保険契約（特約年金に移行した部分に限ります。）は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

(特約年金の継続支払)

第7条 特約年金受取人は、被保険者が死亡したことにより、残余年金支払期間の未払特約年金の現価が支払われることとなるときは、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、その支払にかえて、特約年金の継続支払を請求することができます。

2. 前項の場合、残余年金支払期間中の特約年金支払日に特約年金を継続して支払い、年金支払期間の満了時に保険契約（特約年金に移行した部分に限ります。以下本項において同じ。）は消滅します。ただし、前条に定める特約年金の一括払の請求があったときは、保険契約は特約年金の一括払を行なったときに消滅します。

(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

第8条 特約年金を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

2. 主約款に定める保険給付の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

(特約年金受取人)

第9条 保険契約者は、この特約の締結の際、被保険者の同意を得て、特約年金受取人を定めることを要します。ただし、特約年金受取人は保険契約者または被保険者であることを要します。

2. 保険契約者と特約年金受取人が異なる場合、特約年金受取人は、特約年金支払開始日に、その移行する部分について保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
3. 特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。
4. 前項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は、その変更前の特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
5. 第3項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
6. 第3項の通知が会社に到着したときは、特約年金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
7. 前項の規定にかかわらず、第3項の通知が会社に到達する前に、変更前の特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による特約年金受取人の変更)

第10条 前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、特約年金受取人を変更することができます。ただし、変更後の特約年金受取人は被保険者であることを要します。

2. 前項の特約年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項の規定により特約年金受取人が変更された場合には、変更後の特約年金受取人は、その変更前の特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 第1項および第2項の規定による特約年金受取人の変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
5. 前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

(後継特約年金受取人)

第11条 特約年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は1人の特約年金受取人に対して1人であることを要します。

2. 前項の通知をするときは、特約年金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
3. 特約年金受取人が特約年金の支払事由の発生以前に死亡したときは、後継特約年金受取人が新たな特約年金受取人となるものとし、その後継特約年金受取人はその死亡した特約年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 前項の場合で、後継特約年金受取人がすでに死亡しているときまたは後継特約年金受取人が指定されていないときは、特約年金受取人の法定相続人を後継特約年金受取人とし、前項の規定を適用します。
5. 前2項の規定により特約年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
6. 第1項の通知が会社に到着したときは、後継特約年金受取人の指定または変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
7. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、指定または変更前の特約年金受取人または後継特約年金受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に指定または変更後の後継特約年金受取人から特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
8. 第1項から前項までの規定にかかわらず、後継特約年金受取人が故意に特約年金受取人を死亡させたときは、その者は後継特約年金受取人としての取扱を受けることはできません。

(遺言による後継特約年金受取人の指定または変更)

第12条 前条の規定によるほか、特約年金受取人は、法律上有効な遺言により、後継特約年金受取人を指定または変更することができます。この場合、後継特約年金受取人は1人の特約年金受取人に対して1人であることを要します。

2. 前項の後継特約年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項の規定による後継特約年金受取人の指定または変更は、特約年金受取人が死亡した後、特約年金受取人の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、特約年金受取人の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
5. 遺言により指定または変更された後継特約年金受取人については、前条第3項から第5項までおよび第8項の規定を準用します。

(年齢の計算)

第13条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

- (1) 特約年金支払開始日における被保険者の年齢（以下「移行後年齢」といいます。）は、特約年金支払開始日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 特約年金支払開始日後の被保険者の年齢は、前号の移行後年齢に、特約年金支払日ごとに1歳を加えて計算します。

(解約の取扱)

第14条 この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約はできません。

(時効)

第15条 特約年金の支払を請求する権利は、これを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(主約款の規定の準用)

第16条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則)

第17条 この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額に満たないときには、第2条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
- (2) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第3条（特約年金額の計算）の規定を適用します。
- (3) 特約年金支払開始日以後は、主約款に定める更新時差額返還金はありません。

(主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合の特則)

第18条 この特約を定期支払金の分割払特約が付加されている主契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合で、年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額に満たないときには、第2条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
- (2) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を特約年金原資額とし、第3条（特約年金額の計算）の規定を適用します。

(積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特則)

第19条 主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）または積立利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨指定型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金支払開始日以後は、特別勘定による資産の運用はしません。
- (2) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額に満たないときには、第2条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
- (3) 特約年金支払開始日の前日末の主契約の解約返還金額を特約年金原資額とし、第3条（特約年金額の計算）の規定を適用します。
- (4) 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステム障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないとき（以下「特別勘定資産の売買が不能なとき」といいます。）は、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、この特約の付加の申込の受付を行なわず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。
- (5) 会社は、前号の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

(積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）等に付加した場合の特約年金支払開始日等の特別取扱の特則)

第20条 主契約が積立利率変動型定額部分付変額終身保険（15）または積立利率変動型定額部分付変額終身保険（通貨指定型）の場合には、前条までに定める特約年金支払開始日および特約年金原資額の取扱（この取

扱を特約年金支払開始日等の通常取扱といいます。) のほか、保険契約者は、この特約を主約款の規定に定める第2保険期間移行日に主契約に付加して締結する際、主約款の規定に定める第2保険期間移行日を特約年金支払開始日とし、第3条(特約年金額の計算)の規定の適用にあたって特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額を特約年金原資額とする取扱(この取扱を特約年金支払開始日等の特別取扱といいます。)を選択することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、本条の特約年金支払開始日等の特別取扱は行ないません。

(1) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日末の主契約の積立金額に満たない場合

(2) 特別勘定資産の売買が不能なときで、取引停止期間中に第2保険期間移行日が到来した場合

3. 会社は、前項第2号の規定により本条の特約年金支払開始日等の特別取扱を行なわない場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

(生存給付金付終身保険(通貨指定型)に付加した場合の特則)

第21条 この特約を生存給付金付終身保険(通貨指定型)に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約を生存給付金の支払日指定特則が適用されている生存給付金付終身保険(通貨指定型)に付加した場合で、主約款の規定により生存給付金積立金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(イ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第2条(特約の締結)の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(イ) 主約款第42条(生存給付金の支払日指定特則)第2項第3号中「第21条(解約返還金)に定める解約返還金」とあるのを「特約年金支払開始日の前日における第21条(解約返還金)に定める解約返還金」と、「解約返還金計算日」とあるのを「特約年金支払開始日の前日」と読み替えた場合の解約返還金の額を特約年金原資額とし、第3条(特約年金額の計算)の規定を適用します。

(2) この特約を生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されている生存給付金付終身保険(通貨指定型)に付加した場合で、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(イ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第2条の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(イ) 生存給付金の円換算額上限設定特約条項第5条(繰越準備金の取扱)第1項中「主契約の解約返還金」とあるのを「特約年金支払開始日の前日における主契約の解約返還金」と、「主契約の解約返還金計算日」とあるのを「特約年金支払開始日の前日」と読み替えた場合の解約返還金の額を特約年金原資額とし、第3条の規定を適用します。

(3) 第1号の場合で、生存給付金付終身保険(通貨指定型)に生存給付金の円換算額上限設定特約が付加されており、生存給付金の円換算額上限設定特約条項の規定により繰越準備金が積み立てられているときには、つぎのとおり取り扱います。

(ア) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が本号(イ)に定める特約年金原資額に満たない場合には、第2条の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

(イ) 第1号(イ)において特約年金原資額として定めた解約返還金の額に、生存給付金の円換算額上限設定特約条項に定める特約の型に応じて、つぎの金額を加えた額を特約年金原資額とし、第3条の規定を適用します。

a. 特約の型がA型の場合

特約年金支払開始日の前日における繰越準備金をその日(その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。)における生存給付金の円換算額上限設定特約条項第5条第2項に定める会社所定の為替レートを用いて指定通貨に換算した金額

b. 特約の型がB型、C型またはD型の場合

特約年金支払開始日の前日における繰越準備金

(主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則)

第22条 この特約を保険金等のすえ置特約が付加されている主契約に付加した場合で、この特約における特約年

金への移行元となる部分について、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がB型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が次号に定める特約年金原資額に満たない場合には、第2条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。
- (2) 特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を特約年金原資額とし、第3条（特約年金額の計算）の規定を適用します。
- (3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合で、同特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金があるときには、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。

別表1 請求書類

項目	必要書類
1 第1回の特約年金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)特約年金受取人の戸籍抄本 (4)特約年金受取人の印鑑証明書 (5)保険証券
2 第2回以後の特約年金	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)特約年金受取人の戸籍抄本 (4)特約年金受取人の印鑑証明書 (5)年金証書
3 特約年金の継続支払	(1)会社所定の請求書 (2)被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)特約年金受取人の戸籍抄本 (4)特約年金受取人の印鑑証明書 (5)年金証書
4 特約年金受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)変更前の特約年金受取人の印鑑証明書 (3)年金証書
5 遺言による特約年金受取人の変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)変更前の特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4)変更前の特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5)年金証書
6 後継特約年金受取人の指定または変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)特約年金受取人の印鑑証明書 (3)年金証書
7 遺言による後継特約年金受取人の指定または変更	(1)会社所定の名義変更請求書 (2)特約年金受取人の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3)遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4)特約年金受取人の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5)年金証書

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。
 2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

死亡給付金等の年金払特約条項 目次

この特約の概要

第1条 用語の意義	第15条 定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合等の特則
第2条 特約年金の支払	第16条 積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則
第3条 特約年金の支払に関する補則	第17条 変額個人年金保険（13）に付加した場合の特則
第4条 特約年金の現価の一時支払	第18条 主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則
第5条 特約年金の請求、支払時期および支払場所	第19条 積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第6条 特約の締結	第20条 主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合の特則
第7条 特約の解約	第21条 積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則
第8条 特約の返還金	第22条 主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則
第9条 特約の消滅とみなす場合	
第10条 特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱	
第11条 特約年金の支払回数の変更	
第12条 時効	
第13条 主約款の規定の準用	
第14条 主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則	

死亡給付金等の年金払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、死亡給付金等について、一時支払にかえて年金支払を行なうことを目的としたものです。

（用語の意義）

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

（1）「特約年金額」

「特約年金額」とは、特約年金を支払う場合に基準となる金額として、次条第2項の規定により定めた金額をいいます。ただし、第11条（特約年金の支払回数の変更）の規定により特約年金の支払回数が変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき次条第2項の規定により定めた金額をいいます。

（2）「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金または死亡保険金その他の保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

（特約年金の支払）

第2条 会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡給付金等が支払われることとなるときは、死亡給付金等の一時支払にかえて、次項の規定によって定められた特約年金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。

2. 前項の場合、会社の定める方法により、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額（以下「死亡給付金額等」といいます。）をもとに、死亡給付金等の支払事由が生じた日における会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

3. 前項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、会社は、死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金額等のうちその

特約年金を受け取るべきこの特約における特約年金受取人に対応する金額とします。)を一時に支払います。

この場合、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。)は、消滅します。

4. 特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数とします。ただし、特約の締結後にその回数が変更されたときは、変更後の回数とします。
5. 特約年金受取人が2人以上であるときは、すべての特約年金受取人について、特約年金の支払回数は同一とします。
6. 特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の特約年金
主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた日
 - (2) 第2回以後の特約年金
第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

(特約年金の支払に関する補則)

第3条 特約年金受取人は、主契約の死亡給付金等の受取人とします。ただし、死亡給付金等の受取人が2人以上である場合で、死亡給付金等の受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させたときは、その主契約の死亡給付金等の受取人を除きます。

2. 第1回の特約年金の支払日以後、特約年金受取人を変更することはできません。
3. 特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した特約年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分とします。)は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。
4. 特約年金受取人は、死亡給付金等の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款の規定により、死亡給付金等(特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金等のうちこの特約における当該特約年金受取人に対応する金額とします。以下次項において同じ。)の支払を請求することができます。
5. 前項の場合、会社が、死亡給付金等を支払ったときは、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、前項の請求を行なった特約年金受取人に対応する部分とします。)は消滅します。

(特約年金の現価の一時支払)

第4条 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

2. 会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約(特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。)は消滅します。

(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、第1回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。
3. 会社は、第1回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。
4. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
5. 前条の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出してください。
6. 主約款に定める死亡給付金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の解約)

第7条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

(特約の返還金)

第8条 この特約に対する解約返還金はありません。

(特約の消滅とみなす場合)

第9条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
- (2) 主契約の年金支払開始日が到来したとき。

(特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱)

第10条 特約年金が支払われる場合には、主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた時に、この特約にかかる一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

(特約年金の支払回数の変更)

第11条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、特約年金の支払回数を変更することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、第2条（特約年金の支払）第2項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、第2条第5項の規定は適用しません。
3. 前項の規定にかかわらず、会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により新たに計算した金額が、会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。
4. 特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人とします。）は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときで、第2項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

(時効)

第12条 特約年金の支払を請求する権利は、これを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

(主約款の規定の準用)

第13条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則)

第14条 この特約を付加した主契約に運用期間中年金支払移行特約条項または年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約は消滅します。

(定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合等の特則)

第15条 この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）、定期支払金付積立利率変動型終身保険、年金原資保証型変額個人年金保険（14）もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（通貨指定型）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出し金または規則的引出金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその定期支払金、定期給付金、運用成果払出し金または規則的引出金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。

2. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその分割払金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。

(積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則)

第16条 この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその更新時差額返還金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。

(変額個人年金保険（13）に付加した場合の特則)

第17条 この特約を変額個人年金保険（13）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第9条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定は適用しません。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた主契約の年金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその年金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。

(主契約に介護年金支払移行特約が付加されている場合の特則)

第18条 主契約に介護年金支払移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、主契約の全部が特約介護年金に移行したときには、この特約は消滅したものとみなします。

(積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合の特則)

第19条 この特約を積立利率変動型終身保険（20）（通貨指定型）に付加した場合で、主契約の認知症介護保険金が支払われることとなるときは、第3条（特約年金の支払に関する補則）第4項の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 特約年金受取人は、認知症介護保険金の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、会社の定める取扱範囲で、特約年金のうち全部または一部の支払にかえて、主約款の規定による認知症介護保険金の全部または一部の支払を請求することができます。
 - (2) 前号の場合、会社が、認知症介護保険金の全部を支払ったときは、この特約は消滅します。
 - (3) 第1号に定める認知症介護保険金の一部の支払の請求があったときは、主約款の規定により支払われることとなる主契約の認知症介護保険金の額から第1号の規定により支払われる額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。
2. 主約款に定める保険金の代理請求に関する規定は、この特約による特約年金の支払（第4条（特約年金の現価の一時支払）に定める特約年金の現価の一時支払および前項に定める認知症介護保険金の全部または一部の支払を含みます。）の場合に準用します。

(主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約が付加されている場合の特則)

第20条 主契約に目標値到達時円貨建生存給付金付終身保険移行特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に主契約が円貨建の生存給付金付終身保険に移行し、支払われた移行時差額返還金があるときは、主約款および各特約条項の規定により支払われることとなる死亡給付金等の額からその移行時差額返還金を到達判定日における目標値判定為替レートで指定通貨に換算した金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。

(積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則)

第21条 この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第9条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定は適用しません。

(主契約に保険金等のすえ置特約が付加されている場合の特則)

第22条 主契約に保険金等のすえ置特約とあわせてこの特約が付加されている場合で、保険金等のすえ置特約条項の規定によりすえ置の型がB型となる保険金等がすえ置かれているときには、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にそのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。
- (2) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金または運用成果払出し金がある場合には、前号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその定期支払金、定期給付金または運用成果払出し金の額を差し引いた額」と読み替えて適用します。
- (3) この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (ア) 定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由の生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金およびその未払分割払金の現価の全額」と読み替えて適用します。
 - (イ) 死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、第1号の規定は、「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額」を「そのすえ置かれている保険金等の元利金を加えた額からその分割払金額を差し引いた額」と読み替えて適用します。

別表1 請求書類

(1) 特約年金の請求書類

項 目	必 要 書 類
1 第1回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の死亡給付金等の請求書類
2 第2回以後の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3 特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることができます。
2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約年金の支払回数の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることができます。
2. 会社は、請求書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、請求を会社が受け付けた日を請求書類が会社の本社に到着した日とみなします。

保険契約者代理特約条項 目次

この特約の概要	第4条 告知義務違反による解除等の通知
第1条 特約の締結	第5条 特約の解約
第2条 保険契約者代理人による代理手続	第6条 特約の消滅とみなす場合
第3条 保険契約者代理人の変更	第7条 主約款等の規定の準用
	第8条 積立利率変動型個人年金保険(21)(通貨指定型)に付加した場合の特則

保険契約者代理特約条項

(この特約の概要)

この特約は、保険契約者（主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約条項に定める年金（年金の名称の如何を問いません。以下同じ。）の支払開始日以後については年金の受取人とします。以下同じ。）が手続を自ら行なうことができない特別な事情があるときは、保険契約者代理人が保険契約者の代理人として手続を行なうことを可能とする内容とするものです。

(特約の締結)

第1条 保険契約者は、主契約の締結の際または主契約の締結後において、会社の定める取扱範囲で、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(保険契約者代理人による代理手続)

第2条 保険契約者が手続を自ら行なうことができないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意および会社の承諾を得てあらかじめ指定または次条の規定により変更した保険契約者代理人が、手続に必要な書類（別表1）を提出して、保険契約者の代理人として手続を行なうことができます。ただし、保険契約者が法人である場合を除きます。

(1) 手続を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合

(2) 前号に準じる状態であると会社が認めた場合

2. 保険契約者代理人が行なうことのできる手続は、つぎのとおりとします。

(1) 主約款および各特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続とします。この場合、保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における、主約款および各特約条項に定める保険金等の受取人が行なうことのできる手続を含みます。

(2) 前号の規定にかかわらず、つぎの手続を除きます。

(ア) 保険契約者の変更手続

(イ) 保険金等の受取人の変更手続（被保険者の生存に関し支払う保険金等の受取人を保険契約者のみに変更する場合を除きます。）

(ウ) 保険契約者代理人ならびに主約款および各特約条項に定める指定代理請求人の変更手続

(エ) 主約款および各特約条項に定める代理請求が可能な保険金等の請求手続

3. 前2項の規定により受取人を変更する場合で、保険契約者と被保険者が同一人であるときは、保険契約者代理人が被保険者の代理人として同意を行なうことができます。

4. 第1項および第2項の規定により保険契約者代理人が手続を行なう場合、保険契約者代理人は手続時においてつぎのいずれかに該当することを要します。

(1) つぎの範囲内の者

(ア) 保険契約者の戸籍上の配偶者

(イ) 保険契約者の直系血族

(ウ) 保険契約者の3親等内の親族

(2) 前号以外の者でつぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続を行なうべき相当な関係があると会社が認めた者に限ります。

(ア) 保険契約者と同居しまたは生計を一にしている者

(イ) 保険契約者の財産管理を行なっている者

- (ウ) 被保険者
- (エ) 保険金等の受取人
- (オ) その他(ア)から(エ)までに定める者と同等の関係にある者

5. 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険契約者を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険契約者の代理人として手続を行なうことができません。
6. 保険契約者代理人の変更が行なわれた場合、変更を行なった後は、変更前に手続可能な手続があつても、変更を行なう前の保険契約者代理人による代理手続は取り扱いません。
7. 本条の規定により保険契約者代理人が行なった手続は、保険契約者に対してその効力を生じます。
8. 本条の規定により保険金等の代理請求を行なう場合で、主約款の規定にもとづき会社が必要な事項の確認を行なう際、本条に定める保険契約者代理人が、正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかつたとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかつたときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

（保険契約者代理人の変更）

- 第3条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
2. 保険契約者代理人の変更をするときは、保険契約者は、手続に必要な書類（別表1）を提出してください。

（告知義務違反による解除等の通知）

- 第4条 主契約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者またはその住所もしくはその居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款に定める通知先のほか、保険契約者代理人に通知することがあります。

（特約の解約）

- 第5条 保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

（特約の消滅とみなす場合）

- 第6条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
- (1) 保険契約者または保険契約者代理人が死亡したとき。
 - (2) 保険契約者が変更されたとき。
 - (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
 - (4) 保険契約者と年金の受取人が異なる場合で、主約款および各特約条項に定める年金の支払開始日が到来したとき。

（主約款等の規定の準用）

- 第7条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約条項の規定を準用します。

（積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合の特則）

- 第8条 この特約を積立利率変動型個人年金保険（21）（通貨指定型）に付加した場合で、終身保険移行特則の適用により主契約が年金支払開始日に終身保険に移行するときには、第6条（特約の消滅とみなす場合）第4号の規定にかかわらず、終身保険移行部分について、この特約は継続するものとします。

別表1 手続書類

(1) 手続書類

項 目	必 要 書 類
代理手続	(1) 主約款および各特約条項に定める会社所定の請求書その他の手続に必要な書類 (2) 保険契約者が手続を自ら行なうことができない特別な事情を示す書類 (3) 保険契約者および保険契約者代理人の戸籍抄本 (4) 保険契約者の住民票 (5) 保険契約者代理人の住民票 (6) 保険契約者代理人の印鑑証明書 (7) 保険契約者が成年後見登記されていないことの証明 (8) 代理手続を行なう者が保険契約者と同居したまたは生計を一にしている者であるときは、その事実を証する書類 (9) 代理手続を行なう者が保険契約者の財産管理を行なっている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	

(2) その他の手続書類

項 目	必 要 書 類
保険契約者代理人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書
(注) 1. 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の全部または一部の省略を認めることがあります。 2. 会社は、手続書類について、書面に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出することを認めることができます。なお、この場合、手続の請求を会社が受け付けた日を手続書類が会社の本社に到着した日とみなします。	